

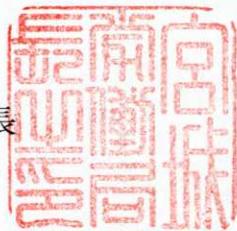


宮労発基 0726 第1号

令和4年7月26日

建設業労働災害防止協会宮城県支部 支部長 殿

宮城労働局長



令和4年7月14日からの大雨による災害復旧工事における 労働災害防止対策の徹底について

今般、令和4年7月14日からの大雨により、宮城県内でも数多くの箇所において、洪水災害、土砂災害、浸水災害が発生する等の被害が発生しています。

今後、これらの災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、災害復旧工事においては、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、被害を受けた屋根等の高所からの墜落・転落災害等の発生が懸念されることから、今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、下記の事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策について、貴会会員各位に対し周知徹底をお願いいたします。

記

1 土砂崩壊災害防止対策

(1) 地山の掘削を伴う工事（河川の堤防の補修等の工事を含む。）の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第355条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、今回の大雨以前から着工している工事についても、必要に

- 応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 上記（1）の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。
また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。
また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記1の（1）から（4）までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

2 高所からの墜落・転落災害防止対策

- (1) 高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合には、安衛則第518条に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設置すること。なお、作業床を設置することが困難である場合には、安全ネットを設置すること、労働者にフルハーネス型墜落制止用器具を使用させること等の措置を講ずること。

高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で作業を行う場合には、安衛則第519条に基づき、囲い、手すり、覆い等を設けること。なお、囲い、手すり、覆い等を設けることが困難である場合には、安全ネットを設置すること、労働者にフルハーネス型墜落制止用器具を使用させること等の措置を講ずること。

- (2) 持ち運びが可能であるはしご（移動はしご）を使用する場合には、安衛則第527条に基づき、丈夫な構造であって、著しい損傷、腐食

等がなく、その幅が 30 センチメートル以上のものを使用すること。

また、移動はしごにすべり止め措置を取り付けること、移動はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の労働者がはしごの下方を支えること等の転位を防止するための措置を講ずること。

- (3) 脚立を使用する場合には、安衛則第 528 条に基づき、丈夫な構造であって、著しい損傷、腐食等がないものであって、その脚と水平面との角度を 75 度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備え、踏み面は作業を安全に行なうため必要な面積を有するものを使用すること。
- (4) 物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある場合には、安衛則第 538 条に基づき、労働者に保護具（ヘルメット）を使用させる等の措置を講ずること。

3 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

- (1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第 155 条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
- (2) 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第 158 条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第 157 条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 整地・運搬・積込み用及び掘削用の車両系建設機械を、荷のつり上げに使用することは用途外使用となるので、荷のつり上げを必要とする作業を行う場合は、クレーン機能付きの車両系建設機械をクレーン機能に切替えて作業を行うか、別途、移動式クレーンを用意し、クレーン等安全規則第 66 条の 2 に基づく作業計画を作成し、こ

れに基づく作業を徹底すること。

- (5) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

4 熱中症の予防等

今後、盛夏を迎えることから、労働者が熱に順化するまでの期間は熱中症予防対策に特に注意を払い、水分及び塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするなど熱中症対策を適切に講じること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることから、基本的な感染防止対策を徹底すること。なお、マスクについては、熱中症防止の観点から、屋外で人との距離を確保できる場合には外す等適切に対応すること。

5 その他

- (1) 工事に伴う作業中に窮屈した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。
また、倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようすること。
- (2) 労働時間の状況を把握し、健康管理、過重労働による健康障害防止に留意する等、労働者の健康保持に配慮すること。

(添付) 関連リーフレット

- ・資料1 災害からの復旧工事の安全な施工について
- ・資料2 足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント
- ・資料3 はしごを使う前に・脚立を使う前に
- ・資料4 建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止